

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城千秋

理 事 宮城政剛



感染症サーベイランスシステムの更改について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「感染症サーベイランスシステムの更改について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

..... 記

沖医発第 391 号

令和4年6月15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 宮里達也

感染症サーベイランスシステムの更改について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、今後の振興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム(次期システム)を開発・導入する旨の連絡となっております。

運用開始予定日は、令和4年10月11日(火)となっておりますが、新型コロナ業務が継続する中で、届出対象疾病に係る医療機関からの報告を一斉にオンライン入力に切り替えることは、現場への負担が大きいと考えられることから、令和4年10月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力を開始することを想定していると示されております。また、新型コロナウイルス感染症については、感染状況が収束するまでは新型コロナ業務を HER-SYS で対応することを前提に開発を進めることとしているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 感染症サーベイランスシステムの更改について

(令和4年6月7日(日医発第481号(健II)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良

TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第 481 号（健Ⅱ）
令和 4 年 6 月 7 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

感染症サーベイランスシステムの更改について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記に係る事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

感染症サーベイランスシステム（現行システム）については、感染症法に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成 18 年度より運用されております。

本事務連絡は、この度、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム（次期システム）を開発・導入する旨、連絡するものです。

これに伴い、医療機関等からの感染症法に基づく感染症発生届等について、従前の FAX 送付による方法に加えて、次期システムを用いたオンライン入力が可能となります。

次期システムに係る開発・導入スケジュールや前提事項の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 運用開始予定日について

令和 4 年 10 月 11 日（火）

※運用開始後も利便性向上の観点などから 継続的に開発を実施予定

2. 利用環境・利用条件について

○医療機関等が次期システムを利用する際は、インターネット接続環境が必要となること。

○インターネットに接続できる機器であれば、情報の入力・閲覧が可能であり、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも利用できること。入力情報は入力端末には残らないため、既に使用している機器を使用可能であること。

○次期システムの利用に当たっては利用者ごとのアカウントが必要となり、別途示される予定の利用規約への同意が前提となること。

3. セキュリティ対策について

○次期システムは、インターネットを経由し入力した個人情報（要配慮個人情報を含む）をクラウド上で保管するものであり、①ネットワークについては TLS1.2 以上のみとするなど盗聴、情報漏えい等を防止、②インターネット経由利用時には二要素認証（システムから発行された ID、パスワードに加えて電話番号又はメールアドレスを用いた認証）、③データの暗号化などセキュリティや可用性等に係る適切な措置が講じられること。

4. 個人情報保護法令との関係について

○次期システムは、感染症法令に基づいて認められる範囲において、情報の収集及び第三者への提供（例：医療機関から保健所への提供）を行うよう設計されること。

（関係者の種類によって、閲覧できる情報の範囲は異なること）

○各個人情報保護法令上は、法令に基づく第三者への提供については本人同意を要しないが、個人の健康状態に関する情報など、その保護に特に配慮する必要がある情報が含まれるため、感染症法に基づく業務を遂行するために必要な限度において、医療機関や都道府県、厚生労働省等の関係者に情報提供が行われることや、具体的な情報提供先等について、患者本人に対し可能な限り説明を行うことが望ましいと考えられるため、各機関における個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うこと。

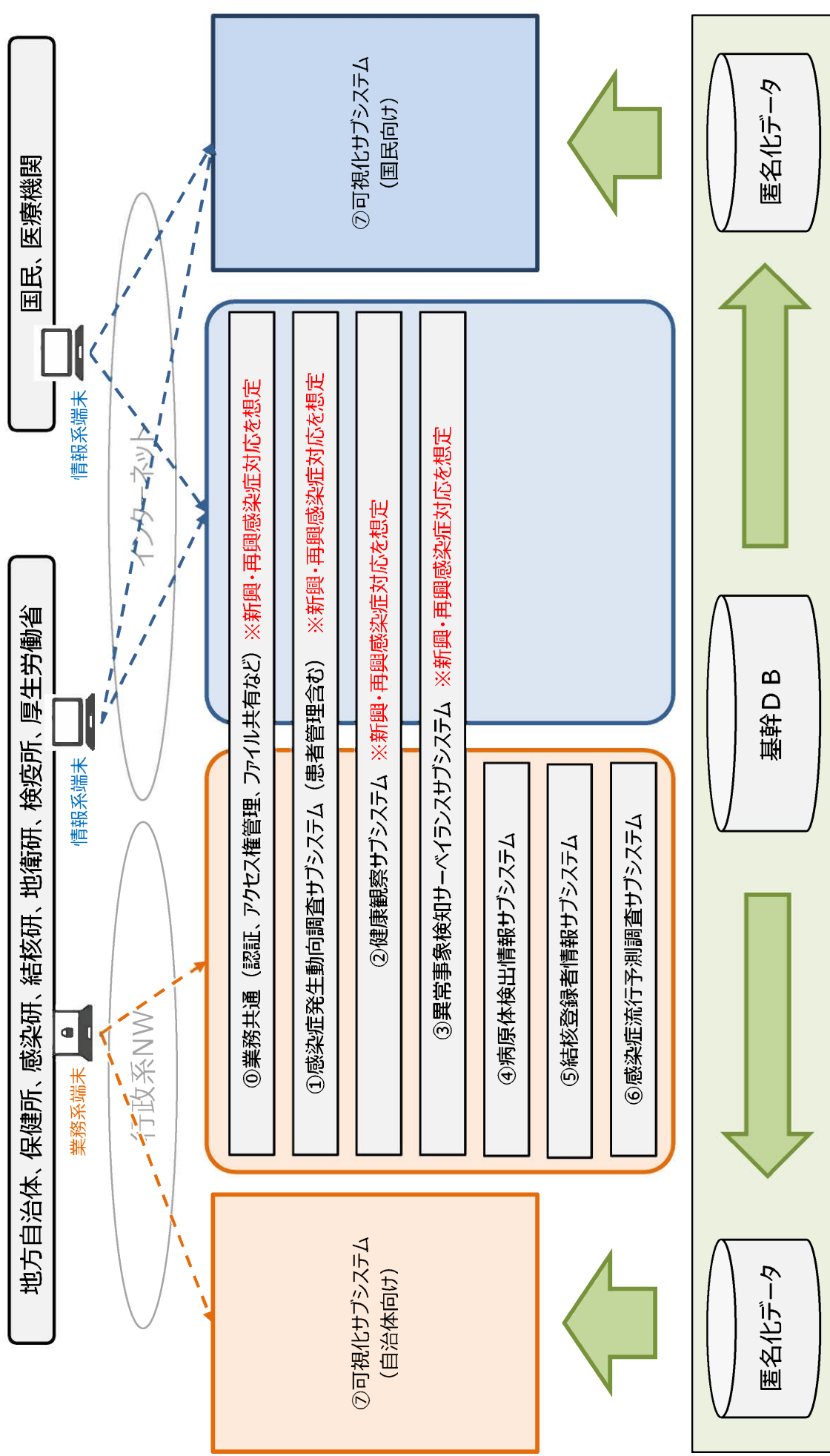
5. 利用者アカウントの管理について

○各利用機関における一般利用者アカウントについては、都道府県等の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が発行・変更・停止などを管理すること。

○現行システムに存在しない医療機関等の一般利用者アカウントについては、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が新規発行する予定であり、具体的な手順等は追って示されること。

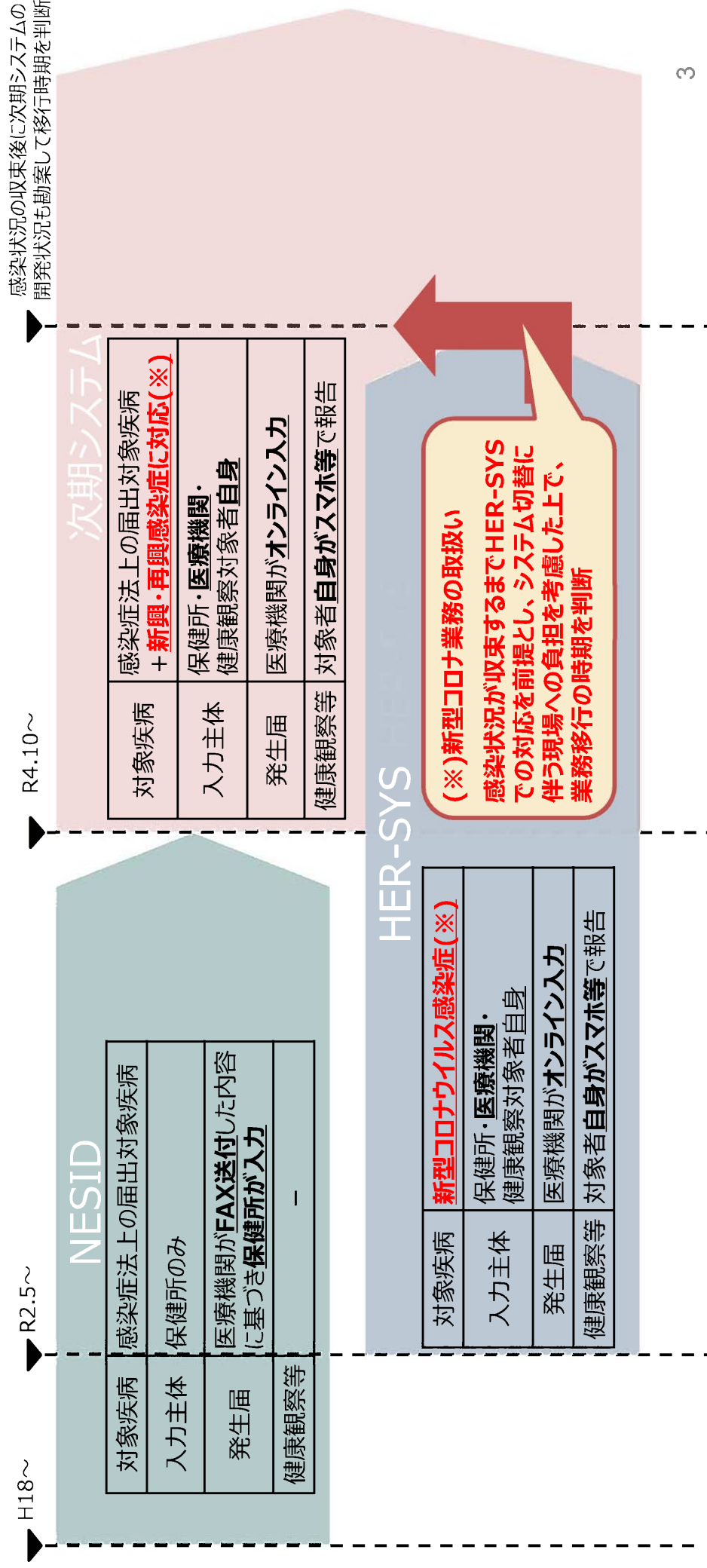
次期システムの概要について

○ 感染症対策及び新型コロナウイルス感染症対策に資する関連システム（NESID、HER-SYS等）の現行契約が満了することに伴い、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。



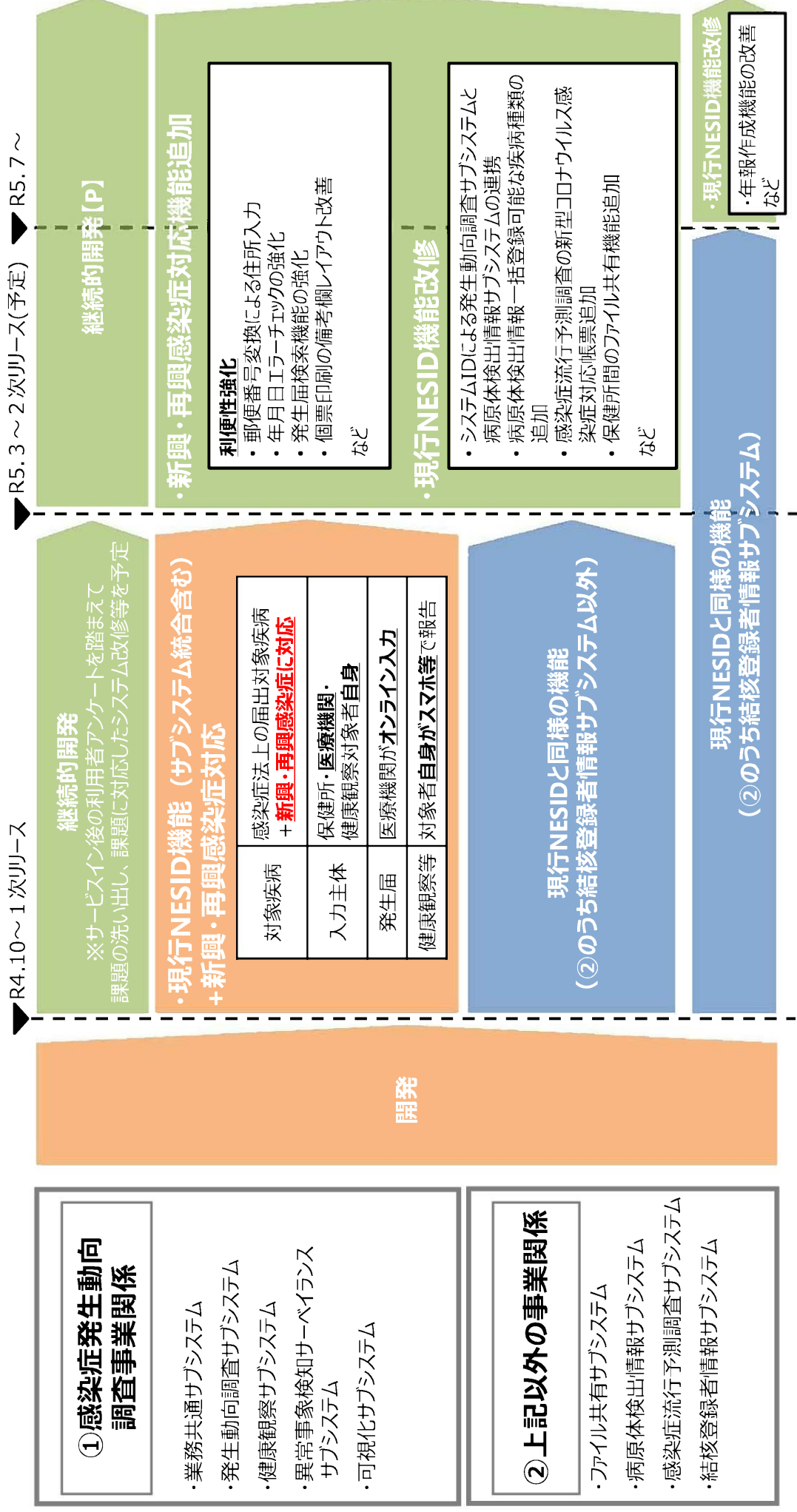
次期システムへの業務移行について

- 新型コロナウイルス感染症対策に関して日々刻々と変化する状況に適時適切に対応すべくHER-SYSではアジャイル開発が続いており、すべての機能を直ちに継承することが困難な状況の中で、新型コロナウイルス業務を次期システムに移行することは現場の業務負荷が大きいと考えられることから、**感染状況が収束するまでは新型コロナウイルス業務をHER-SYSで対応することを前提に開発を進めることとする。**
- 新型コロナウイルス業務が継続する中で、届出対象疾病に係る医療機関からの報告を一齐にオンライン入力に切り替えることは、現場への負担が大きいと考えられることから、令和4年10月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力を開始することを想定している。



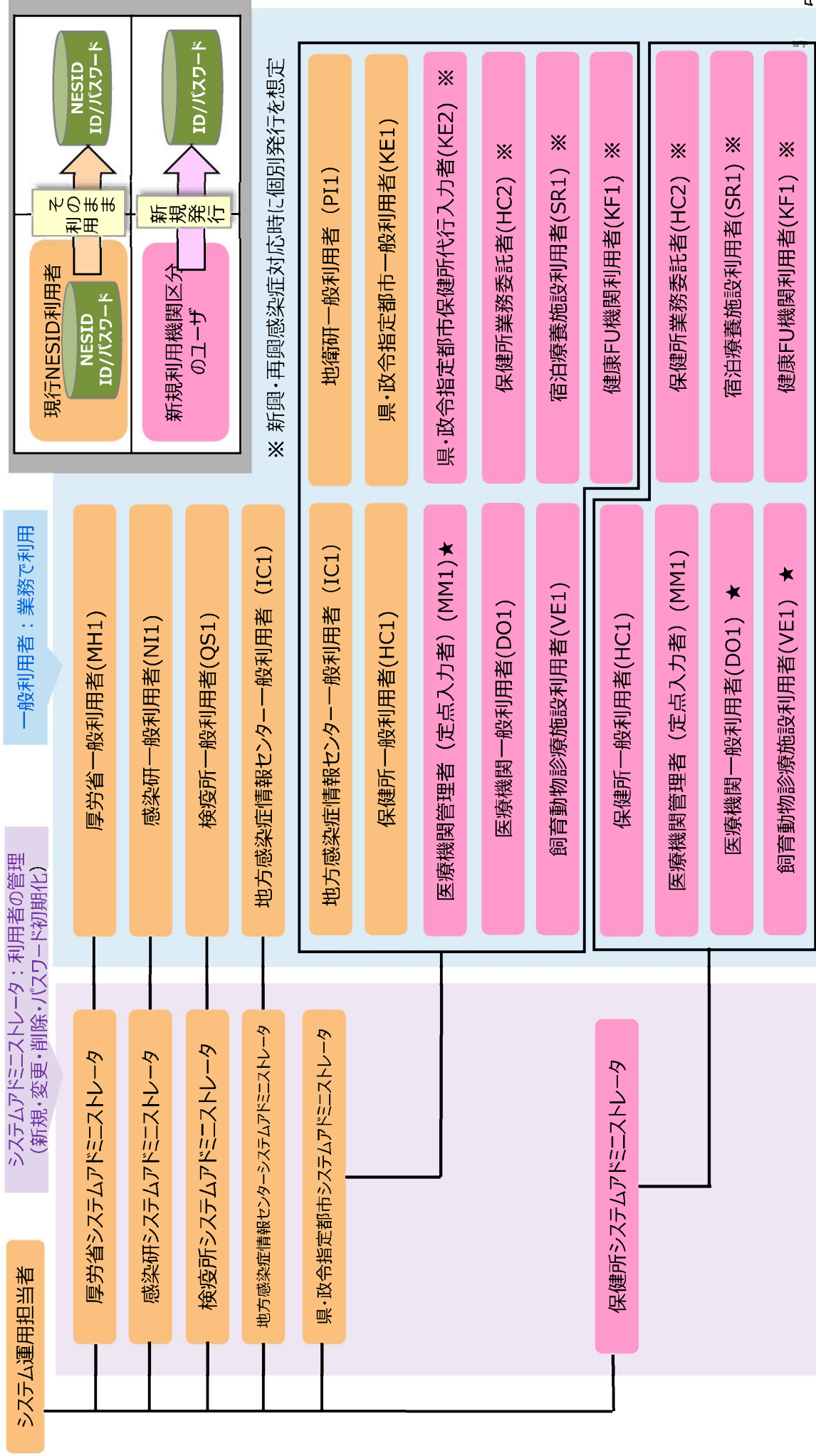
サービスイン後の段階的な機能拡張について

- 令和4年10月（1次リリース）時点では、現行NESIDの各サブシステムを政府共通PFから民間クラウド基盤に移行するとともに、新興・再興感染症に対応する機能を備えた新システムをサービスインすることを予定している。
- また、サービスイン後も継続的に開発を実施し、令和5年3月（2次リリース）時点では、現行NESID機能を改善するとともに、新興・再興感染症に関して利用者アンケート等を踏まえて洗い出した課題に対応したシステム改修等を予定している。



利用者アカウントの管理体系について

- 現行NESIDユーザーについては、既存アカウントを継続利用できるよ次期システムに移行することを予定している。
- 現行NESIDに存在しない新規利用機関区分のユーザーについては、別途アカウント発行が必要となるが、**医療機関等については、都道府県等・保健所に
て利用者アカウントを管理いただくことを想定**（主対応：下図★）している。



次期システムにおける利用者権限ポリシーについて

①国における権限ポリシー

- 【MH1】厚生労働省及び【NI1】国立感染症研究所は、入力・発生届確認（システム上の確定処理）は行わないが、システム上に自治体、医療機関等が入力したすべての情報を参照・出力可能とする。
- イントラ経由の利用が想定されるが、有事対応に備えて二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。

②自治体における権限ポリシー

- 【KE1】県・政令指定都市は、積極的疫学調査の一部項目の入力及び保健所が報告した発生届内容を確認（システム上の確定処理）を可能とし、所管内で入力されたすべての情報を参照・出力可能とする。
- 【HC1】保健所は、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）を可能とし、管轄内のすべての情報を入力・参照・出力可能とする。
- 【KE2】県・政令指定都市（保健所代行入力者）及び【HC2】保健所（入力業務受託者）は、該当保健所管轄内のすべての情報を入力可能とするが、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）は行わず、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザー単位で疾病別の権限設定を可能とする。
- 自治体の各ユーザーは、二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。
※【HC2】はLGWAN環境を有さない想定。【KE1】・【HC1】・【KE2】は入力・参照・出力に関する制御及び運用徹底をもってセキュリティを担保する。

③医療機関等における権限ポリシー

- 【DO1】医師、【MM1】医療機関管理者及び【VE1】獣医師は、発生届報告の入力及び積極的疫学調査の一部項目を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザー単位で疾病別の権限設定を可能とする。

④その他機関における権限ポリシー

- 【SR1】宿泊療養施設及び【KF1】健康FU機関は、積極的疫学調査及び健康観察を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザー単位で疾病別の権限設定を可能とする。

利用機関別・利用者権限マトリクス

- 次期システムにおいて予定している利用者権限の管理方法は以下のとおり。
- 新興・再興感染症への対応に備え、HER-SYSを参考に、都道府県等の保健所代行入力、保健所入力業務受託者、宿泊療養施設、健康フォローアップ機関などの権限種別を設定可能としており、これら以外の権限種別についても必要に応じて追加改修を行うことで権限設定することが可能となる。

略称	利用機関	発生届報告						積極的疫学調査			健康観察			共通	
		全数入力	定点入力	動物入力	発生届確認(報告)	一覧・個票参照	自治体側入力	医療機関側入力(※)	医師所見	自治体側管理・入力	国民側入力	ID管理	CSV一括インポート	CSV等エクスポート	
①国	MH1 厚生労働省	△	△	△	-	△ ユーザ毎に表別別	△	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に表別別
	NI1 国立感染症研究所	△	△	△	-	△ ユーザ毎に表別別	△	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に表別別
②自治体	KE1 県・政令指定都市	△	△	△	△	△ ユーザ毎に表別別	△	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に表別別
	HC1 保健所	○ ユーザ毎に表別別	○	○ ユーザ毎に表別別	△	△ ユーザ毎に表別別	○	△	○	○	△	○	○	○	△ ユーザ毎に表別別
	KE2 県・政令指定都市 (保健所代行入力者)	○ ユーザ毎に表別別	○	○ ユーザ毎に表別別	-	△ ユーザ毎に表別別	○	△	○	○	-	○	○	○	△ ユーザ毎に表別別
	HC2 保健所 (入力業務受託者)	○ ユーザ毎に表別別	○	○ ユーザ毎に表別別	-	△ ユーザ毎に表別別	○	△	○	○	-	○	○	○	△ ユーザ毎に表別別
③医療機関等	DO1 医師	○ ユーザ毎に表別別	-	-	-	△ ユーザ毎に表別別	○	○	○	○	○	○	○	○	△ ユーザ毎に表別別
	MM1 医療機関管理者	-	○	-	-	△ ユーザ毎に表別別	-	-	-	-	-	-	-	○	△ ユーザ毎に表別別
	VE1 獣医師	-	-	○ ユーザ毎に表別別	-	△ ユーザ毎に表別別	-	-	-	-	-	-	-	-	△ ユーザ毎に表別別
④その他	SR1 宿泊療養施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	KF1 健康FU機関	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	△ ユーザ毎に表別別

【凡例】 ○：参照＋編集可能、△：参照のみ可能、-：利用不可

(※)検査結果、措置判定結果などを想定